

令和7年度 特許・商標チャレンジコンテスト実施要領

1 目的

県内中小企業者等（スタートアップ、個人事業主を含む）が出願した本県の産業振興に資する優秀な特許・商標案件を顕彰することにより、知的財産権の活用を促進し、産業競争力の強化を図る。

2 対象

	特許	商標
① 応募者の資格	<p>(1) 中小企業基本法第2条第1項の各号に該当する中小企業者（個人事業主を含む）のうち、県内に主たる事業所（個人事業主にあっては住所または主たる事業所）もしくは研究開発部門を有するもの。</p> <p>ただし、県内に主たる事業所もしくは研究開発部門を有する特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号））に雇用された労働者が発明者に名を連ねる案件については、当該特例子会社による応募を認める。</p> <p>(2) 県内の大学、高専、短大、専門学校、高校</p>	
②顕彰の対象となる案件	上記①に該当する応募者が、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに特許庁に出願完了した国内の特許案件であること。	上記①に該当する応募者が、令和5年1月1日から令和7年12月31日までに特許庁に登録完了した国内の商標案件のうち、活用実績を有するもの。（※1、2）
③留意事項	<ul style="list-style-type: none">上記①に該当する応募者による応募は、特許及び商標それぞれ1者1件までとする。（応募内容は秘密厳守とするが、被顕彰案件となった場合、受賞企業名（個人事業主の場合は氏名）、受賞した知財案件の名称及び概要等については公表する。）大学や高専、公設試験研究機関等との共同出願案件も可。この場合、代表となる県内企業等が応募する。個人名での出願は原則不可とするが、①(1)の個人事業主及び①(2)による応募の場合はそれを認める。本顕彰対象期間に拒絶査定を受けた特許案件は、顕彰の対象外とする。	

※1 対象案件を使用した製品やサービスが国内外において販売実績がある、ライセンス収入を得ている等。

※2 過去、当コンテストに応募した案件については対象外とする。

3 応募期間

令和7年12月8日（月）から令和8年2月6日（金）まで（必着）

4 選考基準、賞金及び被顕彰数

	特許	商標
(1) 選考基準	ア 出願特許の新規性・独創性 イ 企業化への実現可能性 ウ 市場における発展性・将来性	ア 登録商標の独創性・印象性 イ 商品・サービスとの関連性 ウ 市場における発展性・将来性
(2) 賞金及び被顕彰数	1件あたり賞金20万円、被顕彰数3件以内。	1件あたり賞金5万円、被顕彰数4件以内。

※賞金は、応募者あてに支払う。

5 顕彰式

令和8年3月に開催予定。

6 選考の手続

- ① 募集は一般公募の方法による。
- ② 応募案件については、特許・商標チャレンジコンテスト選考審査会において調査及び審議を行う。
- ③ 選考審査会は被顕彰案件を選定し、知事に推薦する。
- ④ 知事は、選考審査会の推薦を受け、被顕彰案件を決定し、これを表彰する。

7 応募書類（各8部提出）

特許
① 応募用紙（別紙様式） ② 出願書類の写し（明細書・図面も含む） ③ 出願番号受領書の写し ④ 明細書中で引用されている類似技術、先行技術等についての資料 ⑤ 応募時直近の決算報告書 ⑥ その他（参考資料、会社案内パンフレットがあれば添付すること）
商標
① 応募用紙（別紙様式） ② 出願書類の写し ③ 出願番号受領書の写し ④ 商標の活用実績が確認できる書類 (登録商標を使用した製品やサービスに係る販売契約書等を一事例) ⑤ 応募時直近の決算報告書 ⑥ その他（参考資料、会社案内パンフレットがあれば添付すること）